

# JET 参加者日本語能力試験受験料助成事業要綱

一般財団法人 自治体国際化協会

## (目的)

第1条 本事業は、継続的に日本語を学習している JET プログラム参加者を対象者として、一般財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という。）が日本語能力試験の受験料を助成することにより、任用団体が求める日本語能力（N1～N3）の向上につなげ、職場でのコミュニケーションの円滑化及び地域レベルでの草の根の国際化を推進させることを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の全てを満たす者とする。

- (1) 助成事業年度内に第1回又は第2回の日本語能力試験を受験し、各回において当協会が設けた期限内に助成金を申請した者
- (2) 日本語能力試験 N1、N2 又は N3 に合格した者
- (3) 日本語能力試験受験時点で、JET プログラムに参加している者
- (4) 日本語能力試験の同位及び上位レベルに対して本助成を受けたことがない者
- (5) 日本国内の会場で受験した者
- (6) 日本語能力試験の受験費用を自身で負担した者
- (7) 銀行振込時に、日本国内に振込受領可能な銀行口座を持っている者

## (助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、協会が適当と判断したものとする。

## (助成額)

第4条 助成額は、1人当たり1回の合格につき7,500円とする。

## (助成の申請)

第5条 助成申請者は、助成申請書（日本語能力－様式1 JLPT－Form 1）に必要事項を入力の上、以下の資料を添付し、協会が別に定める各期日の締切日までに電子申請する。

- (1) 「日本語能力試験合否結果通知書」又は「認定結果及び成績に関する証明書」の写し
- (2) 本試験に係る領収書の写し
- (3) 日本の金融機関の本人名義の預金通帳の見開き部分（通帳がない場合、金融機関名、支店番号、口座種別、口座番号、口座名義人が記載された

資料)の写し

(助成の決定等)

第6条 協会は、提出された助成申請書の内容を審査し、予算の範囲内で助成の可否を決定し、助成申請者に通知する。

(支給方法)

第7条 協会は、申請者の指定する口座に助成金を支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は協会が定める。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。